

自己資本の充実の状況等について

当行は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する金融庁告示第19号（以下、「告示」という。）の一部改正にともない、平成25年度末より、バーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

以下の記載の開示事項は、金融庁告示第7号に基づく開示事項になります。

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	平成29年9月期		平成30年9月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	38,819		41,496	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	36,877		39,555	
うち、自己株式の額（△）	-		-	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 26		△ 43	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	△ 26		△ 43	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	737		511	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	737		511	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,454		1,217	
非支配株主持分のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	40,985		43,181	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	551	367	472	118
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	551	367	472	118
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	36	24	48	12
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-

特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	588		520	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	40,396		42,660	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	364,223		379,789	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,009		4,638	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	367		118	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	24		12	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	4,617		4,508	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	18,002		17,780	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	382,226		397,570	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（二））	10.56		10.73	

●単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項目	平成29年9月期		平成30年9月期	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	38,013		40,880	
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,001		2,001	
うち、利益剰余金の額	36,071		38,938	
うち、自己株式の額（△）	-		-	
うち、社外流出予定額（△）	60		60	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	713		465	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	713		465	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,454		1,217	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	40,181		42,562	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	551	367	471	117
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	551	367	471	117
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	28	18	57	14
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	579		529	
自己資本				
自己資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	39,602		42,032	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	364,676		380,028	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,003		4,640	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	367		117	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	18		14	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	4,617		4,508	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,509		17,270	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	382,186		397,298	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ） / （二））	10.36		10.57	

定量的な開示事項

①第12条第4項第1号

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

② 第10条第4項第1号、第12条第4項第2号（自己資本の充実度に関する事項）

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成29年9月期				平成30年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	364,676	14,587	364,223	14,568	380,028	15,201	379,789	15,191
【資産（オン・バランス）項目】計	362,065	14,482	361,612	14,464	378,107	15,124	377,868	15,114
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	5	0	5	0	5	0	5	0
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,012	120	3,012	120	3,389	135	3,389	135
法人等向け	116,519	4,660	116,519	4,660	120,703	4,828	120,703	4,828
中小企業等向け及び個人向け	52,526	2,101	52,485	2,099	56,842	2,273	56,802	2,272
抵当権付住宅ローン	53,740	2,149	53,723	2,148	56,031	2,241	56,022	2,240
不動産取得等事業向け	81,274	3,250	81,274	3,250	83,689	3,347	83,689	3,347
三月以上延滞等	563	22	763	30	34	1	340	13
取立未決済手形	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	3,382	135	3,382	135	3,549	141	3,549	141
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	21,588	863	21,296	851	22,390	895	21,554	862
（うち出資等のエクスポージャー）	21,588	863	21,296	851	22,390	895	21,554	862
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	10,519	420	10,206	408	9,750	390	10,090	403
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,500	100	2,500	100	2,500	100	2,500	100
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,567	62	1,147	45	570	22	803	32
（うち右記以外のエクスポージャー）	6,452	258	6,559	262	6,679	267	6,786	271
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち再証券化）	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち再証券化）	-	-	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	13,928	557	13,932	557	17,078	683	17,082	683
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,003	200	5,009	200	4,640	185	4,638	185
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	-	-	-
【オフ・バランス取引等項目】計	2,611	104	2,611	104	1,921	76	1,921	76
原契約期間が1年以下のコミットメント	14	0	14	0	34	1	34	1
原契約期間が1年超のコミットメント	2,418	96	2,418	96	1,704	68	1,704	68
信用供与に直接的に代替する偶発債務	178	7	178	7	181	7	181	7
（うち借入金の保証）	178	7	178	7	181	7	181	7
オペレーショナル・リスク(B) (基礎的手法)	17,509	700	18,002	720	17,270	690	17,780	711
総所要自己資本額(A)+(B)		15,287		15,289		15,891		15,902

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

●業種別の貸出金償却の額

該当事項はありません。

●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

【単体】 (単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	29年9月期		30年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	110,331	-	104,517
10%	-	45,071	-	46,724
20%	17,964	-	19,147	-
35%	-	156,074	-	162,093
50%	22,403	269	22,727	523
75%	1,500	72,349	1,000	78,314
100%	13,377	225,433	14,103	233,157
150%	800	1,209	1,900	2,127
250%	1,000	626	1,000	288
1,250%	-	-	-	-
合計	57,045	611,366	59,878	627,685

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定に当たり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

【連結】 (単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	29年9月期		30年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	-	111,136	-	105,320
10%	-	45,471	-	47,124
20%	17,964	-	19,147	-
35%	-	156,025	-	162,065
50%	22,403	269	22,727	523
75%	1,500	72,294	1,000	78,259
100%	13,377	225,255	14,103	232,426
150%	800	1,342	1,900	2,330
250%	1,000	458	1,000	321
1,250%	-	-	-	-
合計	57,045	612,253	59,878	628,371

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定に当たり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

④ 第10条第4項第3号、第12条第4項第4号（信用リスク削減手法に関する事項）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	29年9月期		30年9月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	1,383	1,383	1,174	1,174
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	344	344	282	282

⑤ 第10条第4項第4号、第12条第4項第5号（派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項）

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

⑥ 第10条第4項第5号、第12条第4項第6号（証券化エクスポージャーに関する事項）

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありません。また、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品の購入はありません。

⑦ 第10条第4項第7号、第12条第4項第8号（銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項）

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

【単体】

(単位：百万円)

	29年9月期		30年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	26,550		25,298	
上記に該当しない出資等	2,152		2,152	
合計	28,703	28,703	27,451	27,451

【連結】

(単位：百万円)

	29年9月期		30年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	26,886		25,653	
上記に該当しない出資等	1,012		1,012	
合計	27,898	27,898	26,666	26,666

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	29年9月期		30年9月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	689	689	1,362	1,362
償却額	-	-	-	-

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	29年9月期		30年9月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	5,964	5,996	5,248	5,297
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-	-	-

⑧ 第10条第4項第9号、第12条第4項第10条（銀行勘定における金利リスクに対して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額）

8. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

【単体】

(単位：百万円)

	29年9月期	30年9月期
金利ショックに対する経済的価値の変動額	3,046	2,069
経済的価値低下率（アウトライヤー比率）	7.69%	4.92%

【連結】

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

(注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を採用しております。

2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。

3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。

4. 経済的価値低下率（アウトライヤー比率）

パーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。

算出方法…金利リスク量÷（自己資本の額）